

特定非営利活動法人シーズ加古川 会員規約

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人シーズ加古川という。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を加古川市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、加古川市を中心とした播磨地域とその周辺地域の個人及び団体に対して、公益を目的とした自発的な市民活動を支援するとともに、個人・企業に対する社会貢献活動の啓発を行い、市民活動の促進を図り、これをもって21世紀の市民社会にふさわしい魅力と活力にあふれる素敵な地域の創造に寄与することを目的とする。

(会 員)

第4条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員(法人・個人)

(2) 賛助会員

(入 会)

第5条 この法人は、入会についての条件は特に定めないものとする。

2 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(年会費)

第6条 正会員又は賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第7条 正会員が次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第8条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この会員規約に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の入会金、会費およびその他の抛出金品は返還しない。

(公序良俗義務)

第11条 会員は、公序良俗の原則に従い、当法人の発展に寄与するものとする。